

第 10 期砺波地方介護保険事業計画策定等支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

第 10 期砺波地方介護保険事業計画策定等支援業務（以下、「本業務」という。）

(2) 業務の目的

第 10 期砺波地方介護保険事業計画は、国や県の動向、砺波地方介護保険組合の高齢者の状況等を的確に把握し、組合が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定めることを目的として策定するものである。

また、本計画には共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条に基づき、市町村認知症施策推進計画の内容を包含するものとする。

計画の策定にあたっては、社会状況や管内の抱える課題、現行計画の検証結果を踏まえるとともに、幅広い意見を取り入れ、膨大なデータを収集し、多様かつ高度な分析が必要であることから、専門的な知識や経験を有する者から必要な支援を得て、継続的な計画策定に向け効果的に実施することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「第 10 期砺波地方介護保険事業計画策定等支援業務仕様書」を参照

(4) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日まで

(5) 契約について

本業務に係る契約は単年度契約とする。

なお、令和 8 年度に実施する業務については、令和 8 年度に実施する業務に係る令和 8 年度予算が砺波地方介護保険組合議会で承認され、委託者及び受託者双方が合意した場合は、令和 8 年度も随意契約することができることとする。

また、この場合、契約内容はプロポーザル時と同条件（同提案金額）を原則とするが、本業務の内容に変更が生じた場合、仕様の見直しや契約金額の変更について協議できるものとする。

2 見積限度額 5,390,000 円（消費税及び地方消費税含む）

※上記金額は令和 7 年度に実施する業務に係る分のみの金額とする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」という。）とする。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (3) 常時、対面又はオンラインでの打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。但し、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者は除く。
- (7) 本業務は、アンケート調査業務等の実施において、適正な個人情報に関する取扱いが求められることから、以下に掲げるいずれかの制度による認証を受けていること。
 - ア プライバシーマーク制度
 - イ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度

5 スケジュール

項目	期間
実施要領等の配布	令和 7 年 7 月 28 日（月）
参加表明書等の提出	令和 7 年 7 月 28 日（月）～令和 7 年 8 月 1 日（金）
参加資格確認結果の通知	令和 7 年 8 月 4 日（月）
質問書の提出	令和 7 年 8 月 5 日（火）～令和 7 年 8 月 12 日（火）
質問書の回答	令和 7 年 8 月 18 日（月）
企画提案書等の提出	令和 7 年 8 月 19 日（火）～令和 7 年 8 月 22 日（金）
選定委員会の開催	令和 7 年 8 月 29 日（金）
選定結果の通知	令和 7 年 9 月上旬
業務委託契約の締結	令和 7 年 9 月中旬

5 評価項目及び評価基準

別紙「プロポーザル評価基準書」のとおり

6 実施要領等の配布

砺波地方介護保険組合（以下「組合」という。）のホームページに掲載します。

ホームページアドレス	http://www.pci-area.tonami.toyama.jp
------------	-----------------------------------------------------------------------------------------

7 参加表明書等の提出

項目	内容
提出期間	令和 7 年 7 月 28 日（月）～令和 7 年 8 月 1 日（金）午後 5 時 15 分（必着）

提出場所	組合事務局（〒939-1392 富山県砺波市栄町7番3号）		
提出方法	持参（午前8時30分から午後5時15分まで）又は郵送（期間内必着）		
提出書類 ・部数	No.	提出書類	提出部数
	ア	（様式第1号）参加表明書	1部
	イ	（様式第2号）会社概要	1部
	ウ	（様式第3号）受託実績調書（※）	1部
エ	プライバシーマーク認定証明書、 または ISMS 認証書の写し	1部	
その他	（※）受託実績調書には、介護保険事業計画については第7期から第9期まで、その他の計画についても同時期に策定した計画を記載してください。		

8 参加資格の確認等

（1）参加資格の確認

参加者に対して、提出された参加表明書に基づき参加資格の適格を確認します。

（2）結果通知および企画提案書の提出要請

参加資格確認結果について、令和7年8月4日（月）午後5時15分までに電子メールで参加者に通知します。

参加資格を有すると通知した参加者（以下、「提案者」という。）に対して、企画提案書等の提出を要請します。

（3）資格を有しないとされた者に対する理由の説明

参加資格を有しないとされた参加者は、組合に対してその理由の説明を求めることができるものとします。

9 質問及び回答

（1）質問

項目	内容
提出期間	令和7年8月5日（火）～令和7年8月12日（火）午後5時15分（必着）
提出場所	組合事務局（〒939-1392 富山県砺波市栄町7番3号）
提出書類	（様式第4号）質問書
提出方法	以下のいずれかの方法により提出する。
	ア 紙媒体 組合へ持参
	イ 電子媒体 下記専用フォームから電子データにて提出 ・専用フォームURL https://logoform.jp/f/Yulzl
	※ファクシミリ、電子メール、口頭又は電話による質問は受け付けしません。

（2）回答

提案者全員に対して、令和7年8月18日（月）午後5時15分までに電子メールに

より回答します。

10 企画提案書等の提出

項目	内容		
提出期間	令和7年8月19日(火)～令和7年8月22日(金)午後5時15分(必着)		
提出場所	組合事務局(〒939-1392 富山県砺波市栄町7番3号)		
提出書類 ・部数	No.	提出書類	提出部数
	ア	(様式第5号)企画提案書提出届	1部
	イ	企画提案書(任意様式・A4サイズ)	6部
	ウ	(様式第6号)参考見積書(※)	1部
	※ 参考として、令和8年度業務に係る見積書についても提出すること。		
提出方法	持参(毎日午前8時30分から午後5時15分まで)又は郵送(期間内必着)		
その他	※企画提案書について 別紙「プロポーザル評価基準書」の評価項目「1. 企画提案力に対する評価」 の評価事項について作成してください。		

11 選定委員会の設置、プレゼンテーションの実施

受託者の選定にあたり、第10期砺波地方介護保険事業計画策定等支援業務受託者選定委員会によるプレゼンテーションを実施します。

(1) プレゼンテーション実施日

令和7年8月29日(金) ※実施場所、実施時間等詳細は別途通知します。

(2) 出席者

1提案者あたり3人以内とします。

(3) 提案方法、提案時間

提案者は提出した企画提案書等に基づき、プレゼンテーションを実施してください。
提案時間は1提案者あたり20分以内とします。

(4) その他

プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は、提案者が用意してください。
(プロジェクタ、スクリーン、接続ケーブルは組合が用意する。)

12 選定方法

提出された企画提案書等について、前記5「評価項目及び評価基準」に基づき、選定委員会による審査を行います。

企画提案書等の書面審査とプレゼンテーション審査により、最も優れた提案であると評価された者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉します。

交渉の結果、契約締結に至らなかった場合、次点の者と契約交渉を行います。

(4) 結果通知

審査結果については、採用の有無に関わらず、後日電子メールで通知するとともに、組合ホームページに採否のみ結果の公開を行います。

なお、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じません。

13 失格事項

本プロポーザルの参加者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当した場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 参考見積書の金額が見積限度額を超えた場合
- (5) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (6) 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (7) その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

14 参加辞退

参加者が企画提案書等提出期限までに参加を辞退する場合は、辞退理由について、「(様式第7号) 参加辞退届」に記載し、組合に提出するものとします。

15 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とします。
- (2) 書類提出後の差替え及び追加・削除は認めません。なお、提出書類について、後日参考資料の提出を求める場合があります。
- (3) 提出書類は、返却はいたしません。
- (4) 企画提案書等の情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものなどを除き、公開することがあります。
- (5) 企画提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとします。但し、優先交渉者に特定された参加者が作成した企画提案書等の書類については、組合が必要と認める場合には、当該参加者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとします。

16 担当部署等

砺波地方介護保険組合 業務課
〒939-1392 富山県砺波市栄町7番3号
電話 0763-34-8333

(別紙)第10期砺波地方介護保険事業計画策定等支援業務プロポーザル評価基準書

1 基本方針

本業務の受託者の選定にあたっては、「第10期砺波地方介護保険事業計画策定等支援業務委託仕様書」などの関係書類を基本とした上で、提出された企画提案書の内容やプレゼンテーション等での説明、質疑応答から各提案者の次の項目について、評価を行い受託候補者の順位付けを行う。

2 評価項目、評価の考え方

評価は100点を満点とし、評価事項ごとに定める配点により評価する。

評価項目「1 企画提案力に対する評価」の評価事項(1)～(9)について企画提案書を作成すること。

評価項目	評価事項	評価のポイント
1 企画提案力に対する評価 ※太枠内について企画提案書を作成すること	(1) 業務実施方針	本業務の実施方針について、具体的に提案願います。また、業務の取組みのポイントや役割、あり方等も示してください。
	(2) 情報提供力	本業務に関係する法律や制度などの動向に関する情報提供の体制、及び具体的な提供方法について示してください。
	(3) 現況実態把握	第9期砺波地方介護保険事業計画（現計画）期間内における、圏域ごとの地勢や実状、組合全体域の実状、計画記載事業の内容、構成市の高齢者施策の実状等をどのように把握し、分析をするのか提案願います。
	(4) ニーズ把握	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の効果的な調査手法、設計のポイント、回収率を上げる方策及び組合が実施する在宅介護実態調査を含めた調査結果の集計・分析方法について、人口規模や前回調査を踏まえ具体的に提案願います。
	(5) 計画策定	現計画の評価方法を具体的に例示したうえで、計画策定のための手法や、現状の地域特性の把握・分析について提案願います。
	(6) スケジュール	業務項目ごとのスケジュールについて、業者と当組合の役割が明確に示してください。また、現計画を参考に、策定委員会等の会議の実施時期を見据えた適切な時期となるようお願いいたします。
	(7) 実施体制	社内実施体制（役割・人数）や会社の事業規模について、本業務に係るスタッフ以外のバックアップなどフォロー体制も含めて、明確に示してください。
	(8) 安全管理措置	参加資格要件にある個人情報の取扱い等に関する認証制度の取得状況や情報セキュリティ基本方針など、個人情報を含めすべての情報の取扱いについて、適切な管理が行われていることを示してください。
	(9) 独自提案	本業務に付随する独自の提案として、組合の介護保険事業の執行において有益かつ実行可能なものを示してください。
2 業務実績に対する評価	(1) 業務実績	第7～9期介護保険事業計画策定の実績、及び広域介護に連携する市町村実績を含めた福祉分野関連の計画策定実績
3 見積金額に対する評価		実施要領等に定めた見積限度額との比較により評価を行います。